

新しい原料原産地表示制度－事業者向け活用マニュアル－  
修正箇所一覧表(令和元年9月修正版からの修正)

- 誤植の修正。
- 令和2年3月27日に食品表示基準Q&Aが改正されたことに伴う、引用Q&Aの番号の修正。  
(原原-14が新設され、修正前の原原14～67が原原-15～68に変更されました。)
- 令和2年4月1日に農林水産省地方農政局の担当課の名称が変わったことによる修正。
- 令和2年7月16日に食品表示基準Q&Aが改正されたことに伴う修正(赤字で記載しています)。

該当箇所	修正後	修正前
1ページ 下から7行目	令和2年7月16日改正時点	令和元年6月28日改正時点
1ページ 下から4行目	令和2年7月16日改正時点	令和元年7月1日改正時点
5ページ 「参考」の枠内の最後の行	Q&A原原-65参照	Q&A附則-4参照
8ページ 5つめの「・」の7行目	Q&A原原-61	Q&A原原-60
10ページ 最後の行	Q&A原原-27～31参照	Q&A原原-26～30参照
12ページ 上から17行目	Q&A原原-32～34参照	Q&A原原-31～33参照
13ページ 上から14行目	Q&A原原-35～36参照	Q&A原原-34～35参照
15ページ 1つめの「・」の2行目	Q&A原原-27、32	Q&A原原-26、31
15ページ 最後の行	Q&A原原-37	Q&A原原-36
16ページ 上の「参考」の枠内の上から2行目	Q&A原原-27、32	Q&A原原-26、31
16ページ 上の「参考」の枠内の下から4行目	Q&A原原-37	Q&A原原-36
16ページ 下の「参考」の枠内の上から2行目	Q&A原原-27、32	Q&A原原-26、31
16ページ 下の「参考」の枠内の下から3行目	Q&A原原-37	Q&A原原-36
17ページ 上の「参考」の枠内の上から1行目	Q&A原原-38	Q&A原原-37
17ページ 上の「参考」の枠内の最後の行	Q&A原原-40	Q&A原原-39
17ページ 下の「参考」の枠内の上から1行目	Q&A原原-41	Q&A原原-40
22ページ 2つめの「・」の2行目	Q&A原原-42	Q&A原原-41
22ページ 下から3行目	Q&A原原-42	Q&A原原-41
22ページ 最後の行	Q&A原原-42	Q&A原原-41
23ページ 上から3行目	Q&A原原-42	Q&A原原-41
23ページ 上から11行目	Q&A原原-48	Q&A原原-47

該当箇所	修正後	修正前
23ページ (2)の上から4行目	Q&A原原-42	Q&A原原-41
24ページ 上から8行目	Q&A原原-46、加工-51	Q&A原原-45、加工-51
24ページ (3)の上から4行目	Q&A原原-45	Q&A原原-44
24ページ 最後の行	Q&A原原-43、44	Q&A原原-42、43
25ページ 「参考」の枠内の上から2行目	Q&A原原-44	Q&A原原-43
26ページ 図の直前の行	Q&A原原-52～58参照	Q&A原原-51～57参照
35ページ 下から10行目	Q&A原原-61	Q&A原原-60
35ページ 下から5行目	Q&A原原-59	Q&A原原-58
37ページ 最後の行	Q&A原原-60	Q&A原原-59
38ページ 灰色の枠内の上から8行目	Q&A原原-15	Q&A原原-14
44ページ 最後の行	Q&A原原-41	Q&A原原-40
45ページ 真ん中の枠内の最後の行	Q&A原原-38(17頁参照)	Q&A原原-37(17頁参照)
45ページ 下の枠内の最後の行	Q&A原原-38(17頁参照)	Q&A原原-37(17頁参照)
48ページ 上から4行目	Q&A原原-17、20	Q&A原原-16、19
63ページ 1つめの「・」の最後の行	Q&A原原-55	Q&A原原-54
63ページ 2つめの「・」の最後の行	Q&A原原-53	Q&A原原-52
63ページ 3つめの「・」の最後の行	Q&A原原-53	Q&A原原-52
63ページ 最後の行	Q&A原原-52	Q&A原原-51
66ページ 1つめの「・」の最後の行	Q&A原原-58	Q&A原原-57
66ページ 最後の行	Q&A原原-57	Q&A原原-56
68ページ 3つめの「A:」の2行目	産地情報の伝達が義務付けられている	産地表示が義務付けられている
71ページ 3つめの「Q:」の1行目	製造所固有記号	製造者固有記号
71ページ 3つめの「A:」の2行目	製造所固有記号	製造者固有記号
76ページ 農林水産省地方農政局の名称(8か所)	消費・安全部米穀流通・食品表示監視課	消費・安全部表示・規格課
76ページ 九州農政局福岡県拠点の電話番号	092-281-8289	092-281-8261